

府子本第 386 号  
4 文科初第 2796 号  
子発 0331 第 8 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」の一部改正について

この度、最近の幼保連携型認定こども園等における事案や児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 77 号）等を踏まえ、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（平成 27 年 12 月 7 日付け府子本第 373 号・27 文科初第 1136 号・雇児第 1207 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

なお、現状、管内の幼保連携型認定こども園に対して、年度に 1 回以上の実地による一般監査を行っている都道府県等がある一方で、これが実施できていないものもあり、中には、その実施率が極端に低いものもあると承知しています。一方、幼保連携型認定こども園等の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案や虐待等が行われていたという事案等が繰り返し発生している昨今の状況を踏まえれば、幼保連携型認定こども園等におけるこどもの安全管理の徹底や適切な保育・支援の実施に向けた監査の重要性はますます大きくなっています。こうした状況に鑑みて、本改正内容のほか、監査の計画・実施に当たっては、保育等の質の確保と実効的な指導監査等を両立させる必要があると考えており、下記にも御留意いただくようお願いします。

各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、本件について、十分御了知

の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、教育委員会等の関係部局と連携し、その運用に遺漏のないよう配意願います。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 実地による検査に必要な体制の確保及び検査の実施率の向上について

各都道府県等においては、以下の内容も踏まえた上で、検査体制の確保、計画的な検査の実施、効果的かつ効率的な検査方法について、御検討いただきたい。

#### (1) 必要な体制の確保について（地方交付税措置の拡充）

各都道府県等におかれては、効果的かつ効率的な検査を実施するため、管内の幼保連携型認定こども園等に対して検査を行うための体制の強化を行い、必要な検査体制の確保に取り組んでいただきたい。

なお、児童福祉施設等に対して検査を行う体制の強化のため、令和5年度の地方交付税措置について、道府県の標準団体（人口170万人）あたり職員1名を増員することとされている。

#### (2) 実地による検査が原則であることを踏まえた対応について

今般の改正は、一定の要件を満たした場合に実地によらない方法での検査として差し支えないことを明確にするものであるが、原則はこれまでどおり実地による検査を求めるものであり、それを前提とした体制の整備を改めて図っていただきたい。

また、管内の幼保連携型認定こども園等で虐待等の事案やこどもの安全の懸念が生じる事案が発生した都道府県等においては、実地によらない検査が認められる要件を満たしているかどうかにかかわらず、少なくとも当該年度においては本改正後も管内の全ての幼保連携型認定こども園等に対して実地による検査を行うことも検討すべきであり、こどもの安全管理等が適切に行われるよう対応していただきたい。

#### (3) 検査の実施率の向上について

各都道府県等においては、管内の幼保連携型認定こども園等に対する検査の実施率について、前年度を上回る実績となるよう、計画的に実施していただきたい。

#### (4) 実施率の定期的な把握・公表と向上計画の策定について

国において定期的に各都道府県等の検査の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに、検査の実施率が低く、前年度比等で一定の改善が見られない都道府県等に対しては、検査実施率向上に向けた目標値及び目標達成に向けた計画を策定し、検査の実施率向上のための取組の見える化を行うよう依頼することを検討中であること。

### 2 一般監査で、より優先的かつ重点的に確認すべき事項について

昨今の状況を踏まえ、来年度の一般監査において、こどもの安全管理や適切な保育・支援の実施に関する項目について重点的に確認していただきたい。

### 3 実地によらない検査の方法や、実地検査への切替について

一般監査について、実地によらない検査とするかどうかについては、改正後の通知5

(3)・(4)によく留意いただきたい。なお、同(3)②ウについては、令和5年度は、管内の幼保連携型認定こども園の5割以上に実地による検査を行う計画を立てている場合には、該当するものとみなして差し支えない。

国においても、定期的な検査の実施状況の確認において、各都道府県等における①及び②それぞれに該当する園数等も把握することを検討している。

#### 4 特別監査の適切な運用について

都道府県等においては、幼保連携型認定こども園等の職員や保護者等から虐待等が疑われる事案の情報提供・相談等を受けた場合には、当該年度に一般監査を実施しているかどうかにかかわらず、こどもの安全の観点から、迅速に対応方針を協議し、必要に応じて、特別監査で事実関係の確認を行い、助言・指導を継続的に行うことが必要である。

さらに、事案の性質や重大性等に応じ、事案の公表、改善勧告若しくは改善命令又は事業停止命令を行う等の対応も判断していくことが重要である。

今般の改正は、一般監査に関するものであるが、特別監査についても適切な運用を改めて願います。